

第2回 大洲市地域部活動推進協議会次第

日時:令和8年1月27日(火) 午後3時～

場所:大洲市役所別館3階第1会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 大洲市の今後の進め方について

①中学校部活動改革のスケジュール

②地域クラブ活動体制(案)

③大洲市部活動改革ロードマップ(案)

(2) 大洲市学校部活動の地域展開の在り方に関する提言書(案)について

(3) 大洲市部活動地域展開推進計画(案)について

4 その他

5 閉 会

大洲市地域部活動推進協議会 構成員名簿

1 協議会委員

番号	所 属	氏 名	役 職
1	愛媛大学社会共創学部	山 中 亮	
2	大洲市教育委員会	幸 田 裕 司	
3	大洲市スポーツ協会	佐 伯 幸 一	会長
4	大洲市スポーツ推進委員会	山 田 由美子	
5	大洲市スポーツ少年団	矢 野 一 友	
6	おおずスポーツクラブ	増 田 敬 治	
7	大洲市 PTA 連合会	岡 本 洋 昌	
8	大洲市 PTA 連合会	福 本 政 代	
9	大洲市校長会	西 山 慎 介	副会長
10	大洲市学校体育会	中 岡 靖 典	
11	大洲市校長会	中 山 敏 恵	
12	大洲市教育委員会教育部長	加 納 紀 彦	
13	大洲市教育委員会教育総務課	市 川 努	

2 事務局

番号	所 属	氏 名	
1	大洲市教育委員会スポーツ振興課	谷 本 浩 二	
2	大洲市教育委員会スポーツ振興課	谷 野 真由美	
3	大洲市教育委員会スポーツ振興課	和 氣 敏 典	

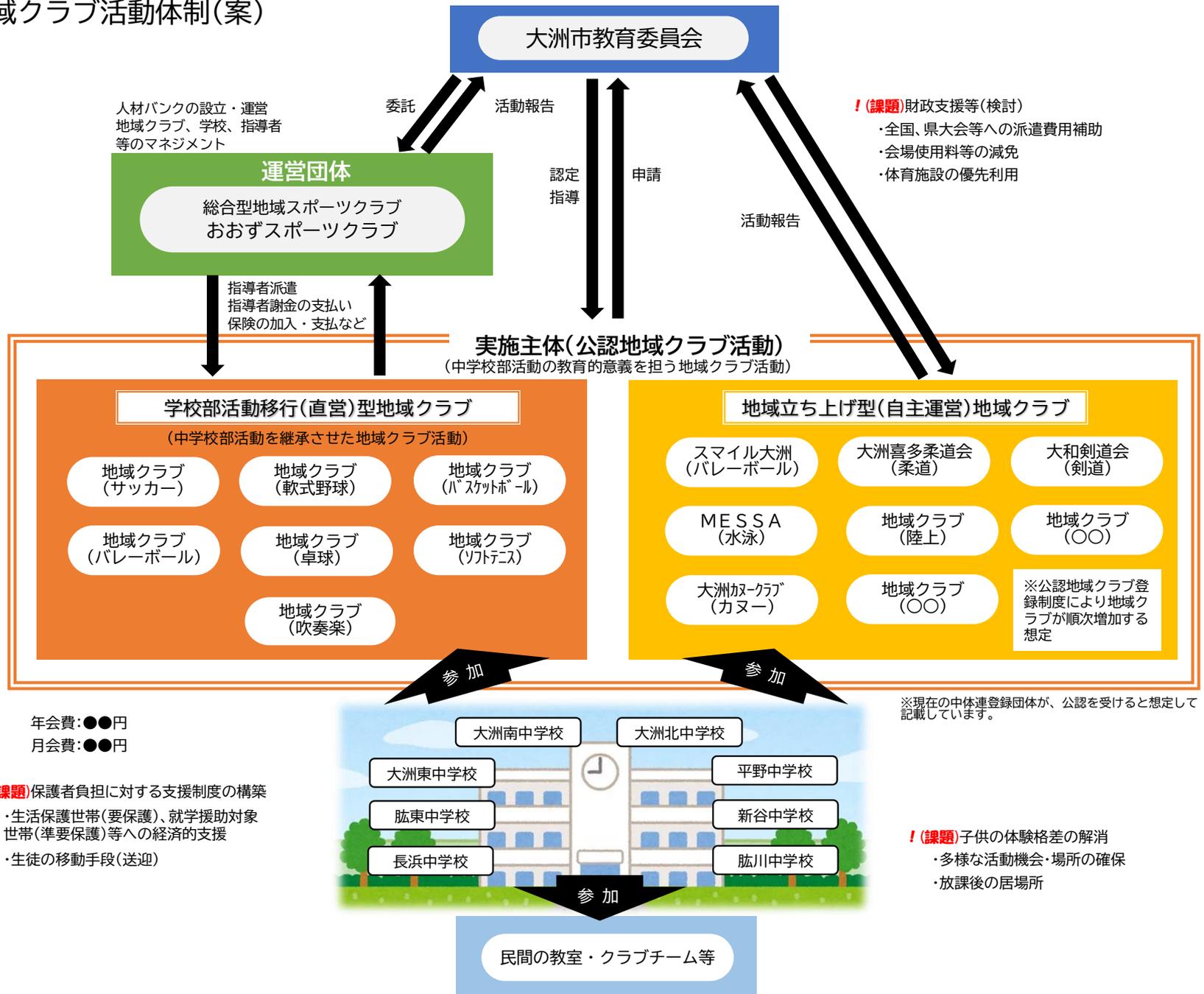
(1) 大洲市の今後の進め方について

① 中学校部活動改革のスケジュール

令和8年1月27日現在

<p>令和7年度の 進め方</p>	<ul style="list-style-type: none">○子供たちのスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保と、学校における働き方改革の推進を目的とした、『大洲市学校部活動の地域展開の在り方に関する提言』をまとめ、「大洲市地域部活動推進協議会」から「大洲市教育委員会」へ提言書を提出する。○部活動改革ロードマップ等を作成し、公表する。○「大洲市部活動地域移行推進計画」の更新・見直し
<p>令和8年度以降 の進め方</p>	<ul style="list-style-type: none">○総合型地域スポーツクラブおおよそスポーツクラブを運営団体とし、連携して、部活動の教育的意義を担い、継承する学校部活動移行型の地域クラブの創設を進める。○地域クラブの持続可能な運営体制を確立するため、地域クラブ認定制度を創設し、支援体制の検討・制度等の構築を進め、認定地域クラブの拡大を図る。○子供たちが多様なスポーツ・文化芸術活動を体験する機会を増やすことを目的とした運営組織の創設をすすめ、地域から指導者、見守りボランティアなどを募集し、指導者等の人材バンクを創設して、確保・育成を図る。

②地域クラブ活動体制(案)



(2) 大洲市学校部活動の地域展開の在り方に関する提言書(案)について

R8.1.27 現在
修正

【案】

提言I【基本的な方向性】

市教育委員会は、「地域の子供たちは学校を含めた地域で育てる」という理念の下、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会の確保・充実を図ること。また、学校部活動の教育的意義を十分に継承・発展させることができる体制を、地域、学校、保護者、関係団体と連携して構築し、子供たちの気持ちに寄り添いながら、本市の実情に即した「部活動の地域展開の在り方」を具体的に確立し、推進すること。

(1) 受け皿の整備

学校部活動の教育的意義を継承・発展させる役割を担う地域クラブについて、その管理運営体制を構築するとともに、受け皿となり得る地域クラブの認定制度の創設や地域クラブの設立・運営などに対する支援を行うこと。

(2) 指導者の確保

指導が可能な人材については、部活動指導員等を積極的に活用するとともに、希望する教職員については兼職兼業による参画を認め、~~教職員をはじめ、外部指導員等を積極的に活用するなど~~、県や各スポーツ・文化芸術団体等と連携して広域的に発掘し、人材バンク等の設立・運営により確保・育成すること。

(3) 施設・財政支援

認定地域クラブにおける、大会等への派遣費用、学校施設等の優先利用、施設使用料や夜間照明使用料の減免、学校部活動で使用している用具の継続使用などの支援策について検討すること。

(4) 保護者負担

保護者の送迎や経済的負担の軽減などの支援策について検討すること。

(5) 周知・説明

地域展開の趣旨、進捗状況等について、学校、児童・生徒及び保護者、地域、各スポーツ・文化芸術団体等への周知に努めること。

提言2【具体的な時期・取組】

市教育委員会は、休日・平日ともに体制等の準備が整った部活動競技種目から地域展開を順次進めるとともに、令和10年度の夏に休日の学校部活動を完全に廃止することとし、円滑な地域展開に必要な体制の整備を進めること。
平日の学校部活動の廃止については、令和12年度の夏を目標とし、地域クラブの拡充や持続化・安定化に向けた改革を推進すること。

(1) 認定地域クラブ活動へのサポート体制の構築

地域クラブの拡大を推進するため、総合型地域スポーツクラブおおよスポーツクラブ等の体制強化を支援し、連携して、学校部活動移行型の地域クラブや指導者等人材バンクの創設を進めるとともに、地域から立ち上げられた地域クラブに対する支援策等についても協議・検討を進めること。

(2) 子供の健全育成と多様な活動機会の保障

生徒の健全育成や居場所づくりを推進するとともに、多様な活動体験の機会を確保するため、学校や生徒が主体的に企画・参加できる放課後活動の充実や、多様なスポーツ・文化芸術等の幅広い分野における体験機会の創出・拡大について検討すること。

(3) 完全移行

令和10年度の夏に休日の学校部活動について、運動部、文化部を問わず廃止し、生徒がスポーツや文化芸術活動に継続して取り組めるよう、地域クラブの設立や地域人材の活用、希望する教職員の兼職兼業による支援体制の整備を検討すること。また、平日の学校部活動についても令和12年度の2学期前までを目標として廃止し、学校部活動の完全な地域展開を目指すこと。

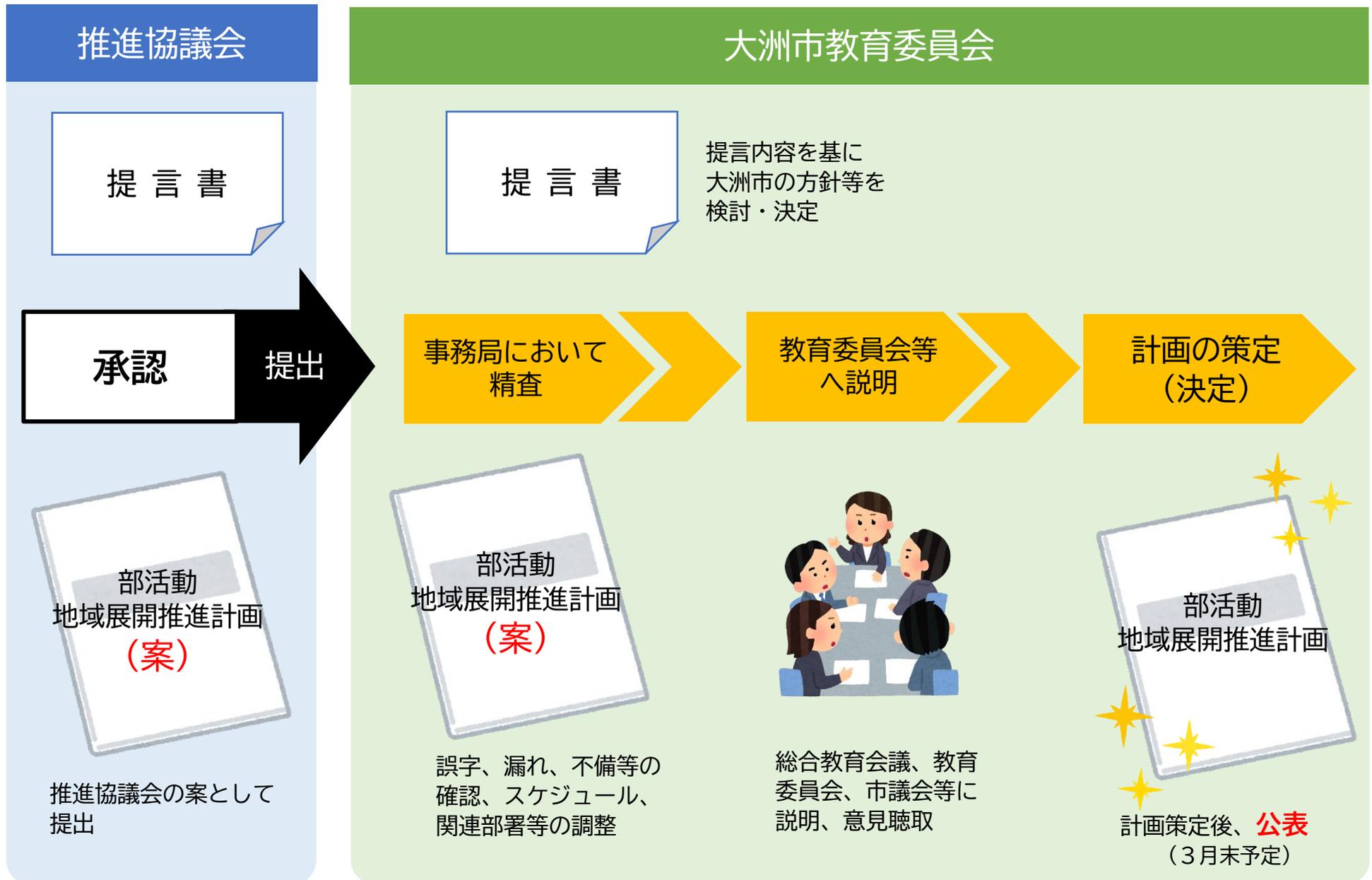
休日、平日の移行期においては、生徒・保護者の心身の安定や不安軽減を図るため、教職員と地域クラブの指導者が協働して指導に当たる体制を整えること。

(3) 大洲市部活動地域展開推進計画(案)について

大洲市部活動地域展開推進計画(案)の概要

趣旨	令和6年3月に策定した「大洲市部活動地域移行推進計画」を引き継ぎ、生徒が、スポーツ・文化芸術活動等に継続して親しむことができる環境づくり、居場所づくりを目指し、学校と地域が連携・協働の下、学校部活動の地域展開に向けた総合的・計画的な取組等を進めるために策定				
計画期間	【改革実行期間】 令和8年度から令和13年度(6年間)				
背景	<ul style="list-style-type: none">●急激な少子化の進行●厳しさを増す中学生のスポーツ・文化芸術活動を取り巻く環境				
目標	<p>「学びと成長の居場所づくり ～子供たちの挑戦を支えるおおずの力～」</p> <p>将来にわたって大洲市の全ての子供たちが、健やかな心身と豊かな感性を育む『居場所(基盤)』を、地域が一体となって確保・充実する。</p>				
基本的な方向性	<ul style="list-style-type: none">●「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という理念の下、将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会の確保・充実を図る。●学校部活動の教育的意義を十分に継承・発展させる体制を、地域、学校、保護者、関係団体と連携して構築する。●生徒の気持ちに寄り添った、大洲市の実情に即した「部活動の地域展開の在り方」を具体的に推進する。				
具体的な取組・時期	<p>計画年度前であっても、休日・平日問わず、体制等の準備が整った部活動から順次、地域展開</p> <table border="1"><tr><td>休日</td><td>令和10年度の夏に休日の学校部活動をすべて廃止し、地域展開に必要な体制整備を推進</td></tr><tr><td>平日</td><td>令和12年度の夏を目標として学校部活動を廃止 地域クラブの拡充や持続化・安定化に向けた改革を推進</td></tr></table>	休日	令和10年度の夏に休日の学校部活動をすべて廃止し、地域展開に必要な体制整備を推進	平日	令和12年度の夏を目標として学校部活動を廃止 地域クラブの拡充や持続化・安定化に向けた改革を推進
休日	令和10年度の夏に休日の学校部活動をすべて廃止し、地域展開に必要な体制整備を推進				
平日	令和12年度の夏を目標として学校部活動を廃止 地域クラブの拡充や持続化・安定化に向けた改革を推進				

提言書・部活動地域展開推進計画(案)の今後の流れ



第1回大洲市地域部活動推進協議会での御意見について

第1回推進協議会において委員の皆様からいただきました御意見について、12月12日に検討班会（学校関係者）によるワーキンググループを開催し、①～④の協議・検討を下記のとおり行いました。

①休日・平日の地域展開を同時に行わなければ、非常に難しい問題が起こるのではないか。指導する顧問(教員)は、何を目標に指導するのか。休日・平日を同時に地域展開することが望ましいと考えるが、それぞれの問題点の洗い出しをしてもらいたい。

■問題点、課題の洗い出し

休日・平日を段階的に地域展開した場合	休日・平日を同時に地域展開した場合
<ul style="list-style-type: none"> ○休日の指導者の確保ができるのか。 ○大会等は、部活動の顧問(教員)、地域クラブの指導者のどちらが主体的な指揮をとるのか。 ○平日の部活動のみ活動し、地域クラブに参加しない生徒は、総体等の大会に出場できない。 ○平日・休日の指導者が異なることで生徒が混乱しないよう指導者間の指導方針・内容等の連携が必要となる。 ○顧問(教員)のやりがい、達成感、モチベーションの喪失 ○活動拠点の確保、活動時間、活動場所までの生徒の移動方法、用具等の管理・整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○平日・休日を一体的に進める場合、平日の指導者が足りない。現在の部活動の活動時間帯に指導できる人材の確保は困難であり、夜間であっても限定的な活動となる。 ○指導者が確保できなかった部活動の取扱い（廃部、部活動で継続） ○指導者が確保できず、兼職兼業による教員のみが指導に当たることとなった場合には、現状の部活動と変わらない。 ○ロードマップの時期設定が難しい。 〔令和8年度～令和10年度(前期)とした場合〕 児童・生徒、保護者等へ説明・周知する期間が短く、現時点で活動している生徒にも影響があることから理解を得られにくい。地域クラブ設立・認定、指導者の確保などの準備が間に合わない。 〔令和11年度～令和13年度(後期)とした場合〕 部員数の減少により、単独校で活動可能な団体競技が大幅に減少する。 ○活動拠点の確保、活動時間、活動場所までの生徒の移動方法、用具等の管理・整備

■まとめ

目標は人それぞれであり、顧問(教員)として「試合」や「結果」を追い求めることもあるが、それ以上に「経過」や「成長」を感じることで、やりがいを持って取り組むことが可能ではないか。

休日・平日を段階的に地域展開することで、休日の指導者が経験を踏まえ平日の指導も取り組むことが可能となるなど、目標年度前であっても体制の整った部活動から着実に実現していくことが現実的である。

児童・生徒、保護者、教員等の関係者に対して丁寧に説明する時間や、児童・生徒が自分のやりたいことを見極め、選択する時間も確保できる。

②提言書の表現が、教員ありきでの地域展開が感じられるため反感を持たれるおそれがある。教員ではない指導者の確保を最優先にしてもらいたい。教員の地域展開への関わり方はどうするか。

■まとめ

誤解を受けないように提言書の表現は修正。

学校を含めた地域全体で地域展開を進める必要があるため、移行期間中においては、適材適所に教職員が加わり、互いに指導方法の伝授や修正を加えながら指導技術の向上や生徒・保護者との人間関係づくりの構築など、地域の指導者と連携し、しっかりと引き継いでいくことが重要である。

③生徒・保護者に対する積極的な説明が必要であるが、説明・周知方法はどうか。

■まとめ

大洲市部活動地域展開推進計画の策定後、児童・生徒、保護者に対して大洲市の方針等を説明した文書を配布する。令和8年度以降に中学校区ごとに説明会を実施予定（小学生保護者も対象）。

④教職員への説明・周知方法はどうか。

■まとめ

大洲市部活動地域展開推進計画の策定後、令和8年度中のできるだけ早い時期に、大洲市の方針等を説明した文書を配布する。

⑤地域クラブの会費等について、具体的な金額が示されないと保護者は不安である。

■まとめ

国の示す水準を参考に、大洲市教育委員会としての参加費（案）を今後、検討する。

【参考資料】

●費用負担の在り方について(国検討資料)

受益者負担①（基本的な考え方・目安の示し方）

設定に当たっての基本的な考え方

- ① 学校部活動に代わる公的な生徒のスポーツ・文化芸術活動における負担額として、適正な水準とすること。
- ② 家庭の経済状況に関わらず、希望する生徒が幅広く参加できるよう留意すること。
- ③ 公的負担とのバランス、持続可能な運営に留意すること。
- ④ 地方公共団体及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体の裁量を過度に縛らないこと。
- ⑤ 地域クラブ活動における参加費の実態や保護者の意向、現状の部活動等における負担額などのデータを十分に踏まえること。

受益者負担の目安の示し方

- 地域クラブ活動への参加の対価として支払う「参加費」（用具代等の実費は含まない）の目安を示す。なお、参加者の保険料は、別途、自己負担していただくことを想定
- 競技種目等ごとに目安を示すのではなく、各競技種目等に共通の一般的な目安を示す。
- 現状の多様な参加費の実態等を踏まえるとともに、地方公共団体等の裁量を過度に縛らないようにするなどの観点から、一定の幅を持って参加費の目安を示す。



上記を踏まえた、具体的な水準に関する考え方は、次頁参照

受益者負担②（参加費の具体的な水準に関する考え方）

- 調査データによると、①現状の部活動等に関する費用が月額換算で2千円強であるとともに、②地域クラブ活動の参加費の実態と保護者が妥当と思う水準は、いずれも、月額3,000円未満が8割以上、月額4,000円未満が9割以上を占めている。
 - また、本会議での議論においても、先行して地域展開を進めている地方公共団体を中心に、保護者に負担して頂ける参加費は、高くても月額3,000円程度という意見がある。一方、将来にわたる持続可能性の重要性を考慮して、月額3,000円程度を超える設定をしている地方公共団体もあり、こうした点も含めて総合的に考慮した整理が必要。
- ⇒ まずは、このような考え方を示しつつ、より具体的な費用負担の在り方については、新たな支援制度の設計等を全体として検討・整理する中で、引き続き検討すべき。

（参考）受益者負担に関する基礎データ

【現状の部活動等における負担額】

文部科学省が行った「令和5年度子供の学習費調査」の結果によると、公立中学校の「教科外活動費」（部活動・芸術鑑賞会等）は、月額換算で2,276円。

【地域クラブ活動への参加費用の実態（休日・月額）】

スポーツ庁・文化庁が行った地方公共団体に対する調査の結果によると、1,000円未満が3割程度、1,000円～2,000円未満が3割程度、2,000円～3,000円未満が2割程度となっており、3,000円未満が8割以上を占める。

【地域クラブ活動への参加費用として保護者が妥当だと思ふ水準（休日・月額）】

スポーツ庁・文化庁が実証事業において行った保護者へのアンケート調査によると、1,000円未満が3～4割程度、1,000円～2,000円未満が3割程度、2,000円～3,000円未満が2割程度となっており、3,000円未満が8割～9割を占める。

認定制度に関するQ&A

◆ 認定要件③

「国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること」とあるが、どのように参加費等を設定することを想定しているのか。

(答)

地域クラブ活動における参加費の実態や保護者が妥当と考える水準等を踏まえ、令和7年12月26日付けの事務連絡において、参加費のイメージとして以下のとおり示しており、これらの内容を踏まえつつ、参加費等を設定していただくことを想定しています。

なお、参加費等の設定に当たっては、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲の金額となっているかなどについて検討いただきたいと考えています。

【参考：参加費のイメージ】

- 休日に週1日・月4日程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度を参加費のイメージとする。
- ただし、これはあくまでイメージであり、地域の実情や、実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえ、例えば、月額数百円程度や月額4,000円程度とすることなども含め、多様な設定があり得る。
- 地方公共団体の判断によっては、参加費を徴収せず、参加費相当額を地方公共団体が負担し、全て公費負担で運営するということもあり得る。

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要①（令和7年12月）

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの**

※公立中学校等が主な対象（「Ⅳ 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

Ⅰ 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - （1）基本の方針
 - （2）改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - （3）留意事項

Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - （1）趣旨
 - （2）想定される認定の効果
 - （3）認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
 - （4）認定されていない地域クラブ活動の取扱い

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - （1）地方公共団体における体制整備
 - （2）国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - （3）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
 - （4）関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - （1）運営団体・実施主体の整備等
 - （2）指導者の確保・育成
 - （3）活動場所の確保
 - （4）活動場所への移動手段の確保
 - （5）生徒の安全・安心の確保
 - （6）障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

Ⅳ 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - （1）学校部活動に関する方針の策定等
 - （2）指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - （1）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - （2）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - （3）競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

Ⅴ 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - （1）大会等への参加の引率
 - （2）大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

Ⅵ 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ①地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ②部活動の地域展開等に関する参考資料

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要②（令和7年12月）

改革の理念等

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、**全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備**
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、地域全体で支えることによる**新たな価値を創出**

【中間評価】

改革期間	令和5年度～7年度 「改革推進期間」	→	令和8年度～10年度 「改革実行期間」（前期）	｜	令和11年度～13年度 「改革実行期間」（後期）
取組方針	<p>休日 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手 （中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）</p> <p>平日 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）</p> <p>※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要</p>				
認定制度	<p>競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築</p> <p>【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等</p> <p>【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携</p>				
地域展開の円滑な推進に当たったの対応	推進体制	国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等			
	各種課題への対応	①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等) ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理			
	ニーズ反映・参画促進等	生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）			
部活動の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等） ● 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等） ● 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備 				
大会等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等） ● 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等） 				
関連制度	従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど				

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定
認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



- ※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす
- ※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加